

2015年合格目標

TACビジネス実務法務検定講座

体験用

2級基本テキスト

(2級基本講義1～3回)



資格の学校
TAC

【ご案内】

当テキストは、「2015年度版2級基本テキスト(上巻)」の中から、2級基本講義1～3回の基本講義で使用する内容を抜粋した無料体験用のテキストです。

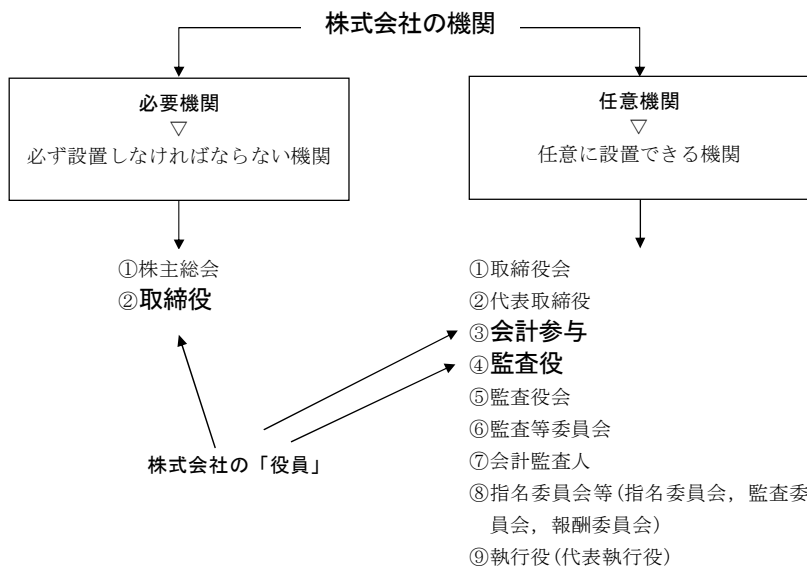
第1編 取引を行う主体

第1章 株式会社のしくみ

第1節 株式会社のしくみ

theme01 株式会社の経営機構－株式会社の機関

- ① 法人の機関とは、法律又は法人の定款により、対内的に法人の業務を管理し、対外的に法人を代表して活動する自然人又はその集団である。
- ② 株式会社の機関には、株主総会・取締役(取締役会、代表取締役)・会計参与・監査役(監査役会)・会計監査人・指名委員会等(指名委員会、監査委員会、報酬委員会)・執行役(代表執行役)・監査等委員会がある(平成26年会社法改正により監査等委員会が新設され、委員会設置会社は指名委員会等設置会社と名称変更された：平成27年5月1日施行)。
- ③ このうち、取締役、会計参与及び監査役が株式会社の「役員」と規定されている(会社法329条1項)。

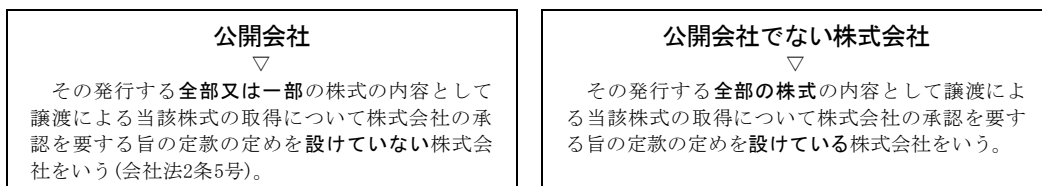


1. 株式会社の種類

さまざまな観点から、株式会社は分類されるが、試験対策上重要な株式会社の種類としては、以下の二つである。

(1) 公開会社

- ① **公開会社**とは、その発行する**全部又は一部**の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について株式会社の承認を要する旨の定款の定めを設けていない株式会社をいう(会社法2条5号)。



- ② 株式会社は、**譲渡制限**(譲渡による当該株式の取得について株式会社の承認を要する旨の定款の定め)を付した株式と**譲渡制限を付していない株式**の両方を発行することもできる。この場合、その株式会社は**公開会社**として扱われる。
- ③ **公開会社か否か**の問題と、**上場会社か否か**の問題は**無関係**である。

過去問チャレンジ



- ・第19回一問07-01改 次の記述は正しいか。

公開会社でない会社が、株式譲渡制限を廃止したとしても、その会社が証券市場に上場していなければ、会社法上の公開会社には当たらず、公開会社を対象とする規制の適用は受けない。

【解答】誤り。上場していなくても、定款による譲渡制限を設けていない会社は公開会社である(会社法2条5号)。

すなわち、**公開会社か否か**の問題と、**上場会社か否か**の問題は**無関係**である。

(2) 大会社

大会社は、各種の点で大会社でない会社とは異なる法規制を受ける。しかし、試験対策としては、大会社の概念を押さえておくだけで十分である。

大会社



①最終事業年度にかかる貸借対照表に**資本金**として計上した額が**5億円以上**であること、②最終事業年度にかかる貸借対照表の**負債の部**に計上した額の合計額が**200億円以上**であること、のいずれかに該当する株式会社をいう(会社法2条6号)。

非大会社(大会社以外の会社)



大会社以外の会社をいう。

※平成17年会社法制定により、中会社・小会社の区分は廃止された。

2. 機関設計

機関設計については、いくつかの条件があるが(会社法326条～328条)、詳細は各機関で学習し、ここでは、**すべての株式会社に要求される必置機関**と前述した**公開会社であるか否か**、あるいは**大会社であるか否か**による機関設置の条件について整理する。

- (1) すべての株式会社に要求される**必置機関**

株式会社は、**株主総会**と**1人又は2人以上の取締役**を設置しなければならない(会社法326条1項)。

- (2) **公開会社であるか否か**、あるいは**大会社であるか否か**による機関設置の条件

- ① **公開会社**は**取締役会**を設置しなければならない(会社法327条1項1号)。
- ② **大会社**は**会計監査人**を設置しなければならない(会社法328条)。
- ③ **公開・大会社**は**監査役会**か**指名委員会**等か**監査等委員会**かのいずれかを設置しなければならない(会社法328条1項)。

第2節 株式会社の設立

株式会社の**設立**とは、営利社団法人としての実体を形成するとともに、法人格を取得する手続をいう（民法33条、会社法3条）。

theme01 設立の手続

1. 手続の概要・種類

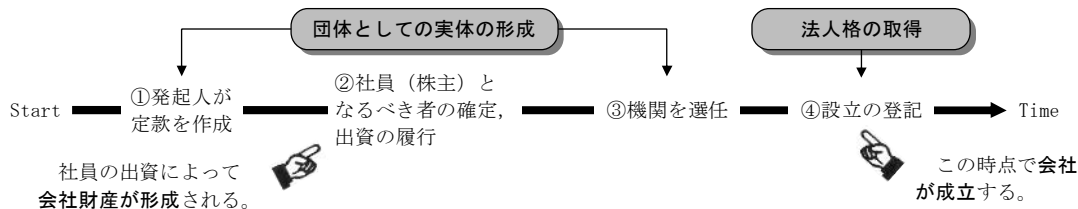
株式会社の設立の手続は、大別すると**団体としての実体の形成**と**法人格の取得**からなる。

(1) 団体としての実体の形成

実体の形成は、①**発起人が定款を作成**し（会社法26条）、②**社員（株主）となるべき者を集め**（会社法57条）、出資を履行させ（会社法34条・63条）、③**機関を選任**（会社法38条等）することによりなされる。

(2) 法人格の取得

株式会社は、その本店所在地で**設立登記**をすることにより**成立**する（会社法49条）。



【基礎知識】

1. **発起人**とは、定款に、発起人としてその氏名・名称及び住所を記載し、又は記録された者をいう（会社法27条5号）。発起人は、いわば設立の企画者である。
2. **定款**とは、会社の根本規則をいう。

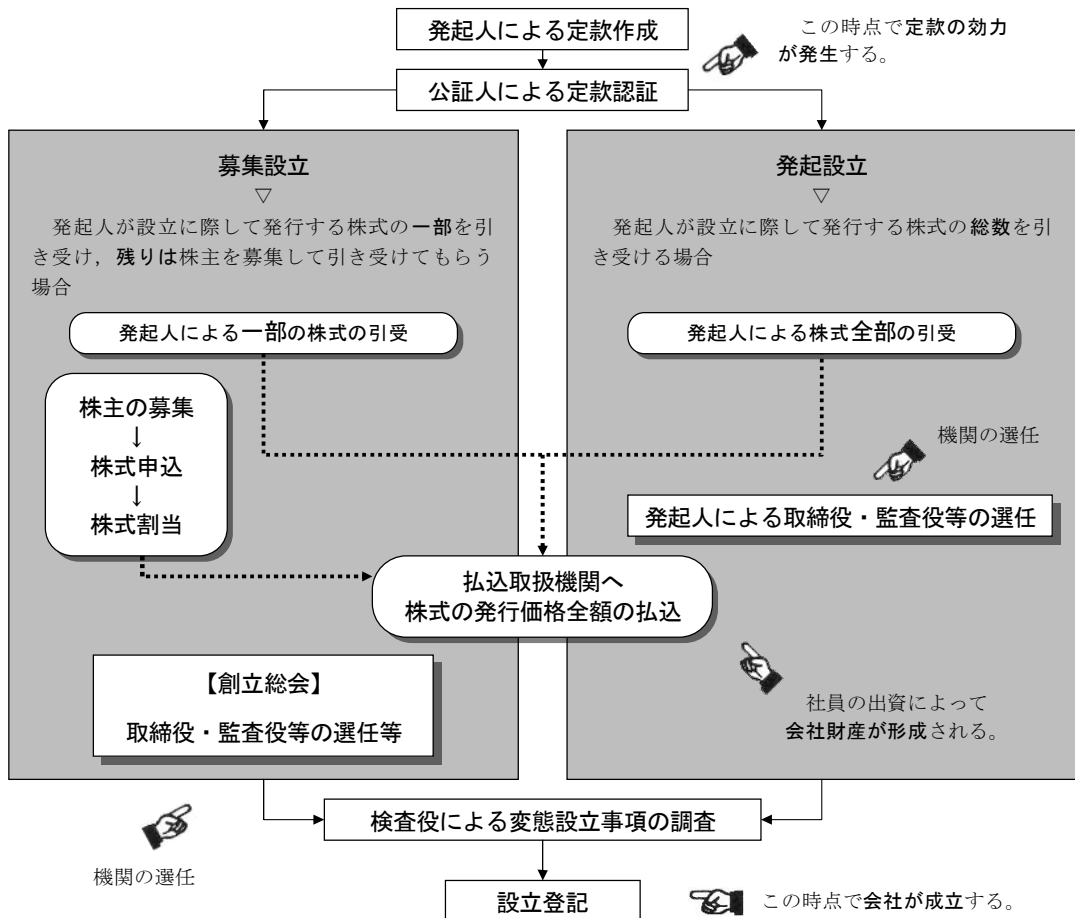
過去問チャレンジ



- ・第26回－問01－03a改 次の記述は正しいか。 類題：第35回－問04－04など
会社は、その本店所在地において設立の登記をすることによって成立する。
【解答】正しい。

2. 設立手続の種類

設立手続には、**発起設立**と**募集設立**の2種類があり、以下の点で違いがある。



過去問チャレンジ



- ・第11回－問03 次の記述は正しいか。

株式会社を設立するには、発起人A、B、Cだけで発行する株式の全部を引き受けることはできず、A、B、Cはそれぞれ株式の一部を引受け、残りの株式について株主を募集しなければならない。

【解答】誤り。発起設立も認められている。

- ・第26回－問02－03イ改 次の記述は正しいか。

会社法によれば、発起人は、会社設立時に必ず1株以上の株式を引き受ける義務を負い、その後も会社が存続している限り、1株以上の株式を保有し続けなければならない。

【解答】誤り。発起人は、会社設立時に必ず1株以上の株式を引き受ける義務を負うが、会社が存続している限り、1株以上の株式を保有し続けなければならないという規則はない。

- ・第27回－問10－02ア 次の記述は正しいか。 類題：第18回－問10－01

X株式会社は、住宅のリフォーム事業を始めるため、新たにY株式会社を設立することとした。X社は、Y社を設立するにあたり、取引先のZ社から出資を受けることとした。この場合、株式会社の設立に際して発行される株式を引き受けることができるのは発起人のみであるため、Z社はY社の発起人とならなければならない。

【解答】誤り。募集設立も認められる。

3. 定款の作成

(1) 発起人全員の署名又は記名押印

- ① 定款とは会社の根本規則である。会社設立時に作成される定款を**原始定款**という。
- ② 定款は、**発起人**が会社法で決められた事項を記載(記録)して作成し、**発起人全員**が**署名又は記名押印**する。
- ③ 定款は**電磁的記録**をもって作成することもできる。この場合には、署名又は記名押印に代えて**電子署名**の方法をとる必要がある(会社法26条2項)。

(2) 定款の効力発生要件—公証人の認証

- ① 定款は**公証人の認証**を受けてはじめて効力を生じる(会社法30条1項)。
- ② 定款を電磁的記録により作成する場合でも、公証人の認証は必要である。

過去問チャレンジ



- ・第25回一問05-03ア 次の記述は正しいか。 類題：第30回一問05-04①

定款を書面により作成する場合、発起人が会社法所定の事項を記載して作成し、発起人の全員がこれに署名または記名押印しなければならない。

【解答】正しい。

- ・第13回一問10-01ア 次の記述は正しいか。

A・B・Cは、発起人となってX株式会社を設立するため、定款を作成しようとしている。定款には発起人の署名が必要であるが、この署名は、代表者の署名だけがあればよく、例えばAが代表者の場合にはAの署名があれば足りる。

【解答】誤り。発起人全員が、定款に署名又は記名押印することが必要である。

- ・第10回一問08-03ア改 次の記述は正しいか。 類題：第32回一問03-4①など

定款とは会社の根本規則であり、これは発起人が会社法で決められた事項を記載して作成し、発起人全員がこれに署名または記名押印する。定款は、後日の紛争を避けるために公証人の認証を受けなければならないが、認証自体が定款の効力発生要件というわけではない。

【解答】誤り。定款は公証人の認証を受けてはじめて効力を生じる。すなわち、公証人の認証は定款の効力発生要件であると言える。

- ・第18回一問10-01イ改 次の記述は正しいか。

定款を電磁的記録により作成する場合には、公証人の認証は不要である。

【解答】誤り。定款を電磁的記録により作成する場合でも、公証人の認証は必要である。

(3) 定款の記載事項

定款の記載事項は、①絶対的記載事項、②相対的記載事項、③任意的記載事項に分かれる。

《定款の記載事項の種類》

絶対的記載事項 ▽	相対的記載事項 ▽	任意的記載事項 ▽
定款に必ず記載しなければならない事項である。 かかる記載事項を1つでも欠けば定款は無効となる。	記載すれば記載どおりの効力が認めら得る事項である。 かかる記載事項がなくても定款は無効とならない。 相対的記載事項は、定款で定めないとその事項の効力は認められない。	記載すれば記載どおりの効力が認められる事項である。 かかる記載事項がなくても定款は無効とならない。 任意的記載事項は、定款で定めなくてもその事項の効力は認められる。

《定款の記載事項の具体的内容》

絶対的記載事項 ▽	相対的記載事項 ▽	任意的記載事項 ▽
① 会社の目的(会社法27条1号) ② 商号(会社法27条2号) ③ 本店の所在地(会社法27条3号) ④ 設立に際して出資される財産の価額又はその最低額(会社法27条4号) ⑤ 発起人の氏名又は名称及び住所(会社法27条5号)	とくに変態設立事項が重要である。 □ 変態設立事項 ① 金銭以外の財産を出資の対象とする場合におけるその者の氏名又は名称、当該財産及びその価額並びにその者に対して割り当てる設立時発行株式の数(現物出資：会社法28条1号) ② 株式会社の設立後に譲り受けることを約した場合におけるその財産及びその価額並びに譲渡人の氏名又は名称(財産引受：会社法28条2号) ③ 会社設立により発起人が受ける報酬その他の特別の利益及びその発起人の氏名又は名称(会社法28条3号) ④ 株式会社が負担する設立に関する費用(会社法28条4号) 【Point】 変態設立事項は定款に記載した上で、原則として裁判所の選任した検査役の調査を受ける必要がある。	① 株式の名義書換手続 ② 定時株主総会招集時期 ③ 総会の議長 ④ 取締役・監査役の員数 ⑤ 事業年度 ⑥ 決算期 等

それぞれの記載事項の具体的内容は以下のとおりである。

(4) 絶対的記載事項

- (a) 会社の目的(会社法27条1号)
- (b) 商号(会社法27条2号)
- (c) 本店の所在地(会社法27条3号)

本店の所在する独立の最小行政区画(市町村、東京都では区まで)を記載(又は記録)する。

【基礎知識—本店】

本店とは、会社の営業上の中心地である。最近では事業運営の便宜から登記上の本店とは別の事業の中心である本社を設ける会社が増えている。

(d) 設立に際して出資される財産の価額又はその最低額(会社法27条4号)

会社法制定により、「設立に際して出資される財産の価額又はその最低額」を定款の絶対的記載事項とした。

(e) 発起人の氏名又は名称及び住所(会社法27条5号)

過去問チャレンジ



- ・ 第13回—問10—01 次の記述は正しいか。

定款に記載しなければ定款が無効となる事項を絶対的記載事項といい、これには会社の目的・商号・本店の所在地等がある。

【解答】正しい。

(5) 相対的記載事項(会社法107条2項・108条2項・326条2項等)。

相対的記載事項の中では、特に**変態設立事項**が重要である。

① **変態設立事項**は、設立後に株主や会社債権者の利益を害するおそれが大きいいため、その内容を**定款に記載又は記録し、かつ原則として裁判所の選任する検査役の調査を受けなければならない**(会社法33条)。

② 変態設立事項は**定款に記載しないとその効力を生じない**。

以下、具体的に検討する。

(a) **金銭以外の財産を出資の対象とする場合におけるその者の氏名又は名称、当該財産及びその価額並びにその者に対して割り当てる設立時発行株式の数(現物出資：会社法28条1号)**

① **現物出資**とは、**金銭以外の財産による出資**をいう。

② 例外的に、株主・会社債権者の利益を害するおそれが少ない場合には、一定の要件のもと、検査役の調査を要しない場合が認められている(会社法33条10項)。

過去問チャレンジ



・第26回一問01-03b改 次の記述は正しいか。

出資の対象となる財産は金銭だけでなく、不動産や有価証券等の金銭以外の財産も出資の対象となる。

【解答】正しい。

・第30回一問05-04② 次の記述は正しいか。 類題：第36回一問09-04など

発起人が株式会社の設立に際し引き受けた株式について出資の履行をする場合、出資の目的とすることができる財産は金銭のみであり、不動産や有価証券等の金銭以外の財産を出資の目的とすることはできない。

【解答】誤り。現物出資もその内容を定款に記載又は記録すれば認められる(会社法28条1号)。

・第27回一問10-02イ 次の記述は正しいか。 類題：第31回一問05-02イ

X株式会社は、住宅のリフォーム事業を始めるため、新たにY株式会社を設立することとした。X社は、現物出資として、その所有する工場とその設備を出資する場合、現物出資はいわゆる変態設立事項に当たるため、出資する財産およびその価額等所定の事項を定款に記載の上、原則として検査役の調査を受けなければならない。

【解答】正しい。現物出資は変態設立事項である。変態設立事項は、設立後に株主や会社債権者の利益を害するおそれが大きいため、その内容を定款に記載又は記録し、かつ原則として裁判所の選任する検査役の調査を受けなければならない(会社法33条)。また、変態設立事項は定款に記載しないとその効力を生じない。

(b) **株式会社の成立後に譲り受けることを約した場合におけるその財産及び譲り受けるその価額並びに譲渡人の氏名又は名称(財産引受：会社法28条2号)**

① **財産引受**とは、会社の設立手続の段階で、**会社の成立を条件として、成立後の会社が特定の事業用財産(営業所、工場用敷地・建物、原材料等)を譲り受ける行為**をいう。

② 判例によると、**定款に記載しない財産引受は絶対的に無効**であり、**成立後の会社が追認しても有効とならない**。

③ 例外的に、株主・会社債権者の利益を害するおそれが少ない場合には、一定の要件のもと、検査役の調査を要しない場合が認められている(会社法33条10項)。

過去問チャレンジ



- ・第10回－問08－03ウ 次の記述は正しいか。

発起人の受けるべき報酬の額は定款の相対的記載事項であるが、財産引受は定款の相対的記載事項ではない。

【解答】誤り。財産引受も相対的記載事項である。

- ・第24回－問09－03㉓ 次の記述は正しいか。

XおよびYは、甲株式会社を設立して事業を開始するため、ともに発起人となりその準備を進めている。XおよびYは、甲社の成立を条件として、甲社の営業所に使用する乙建物を甲社が丙社から譲り受けることとし、甲社の設立時に作成された定款に、乙建物の譲受けに関する所定の事項を記載した。この場合、乙建物の譲受けは、会社法上の財産引受けには当たらず、その効力を生じない。

【解答】誤り。財産引受とは、会社の設立手続の段階で、会社の成立を条件として、成立後の会社が特定の事業用財産(営業所、工場用敷地・建物、原材料等)を譲り受ける行為をいい、財産引受もその内容を定款に記載又は記録し、かつ原則として裁判所の選任する検査役の調査を受けなければその効力が認められる。

- ・第08回－問08－04イ 次の記述は正しいか。 類題：第31回－問05－02など

Xは、Y・Zの協力を得て株式会社の設立を企図している。Y・Zとともに発起人組合を結成したXは、会社の営業所を開設するため、会社の設立を条件として、その敷地を購入する契約をAと締結したが、これについては定款に記載しなかった。この場合、当該契約の効果は成立した会社が追認することによって遡及的に会社に帰属する。

【解答】誤り。本記述の契約は、財産引受である(会社法28条2号)。この財産引受は譲渡の目的である財産、その価額、譲渡人の氏名又は名称を定款に定めないと無効であり、たとえ成立後の会社が追認しても、契約の効果を会社に帰属させることはできない(最判昭28.12.3)。

- (c) 会社成立により発起人が受け取る報酬その他の特別の利益及びその発起人の氏名又は名称(会社法28条3号)

過去問チャレンジ



- ・第32回－問03－04㉔ 次の記述は正しいか。 類題：第36回－問09－04アなど

Xは、知人とともに発起人となって、発起設立の方法によりY株式会社を設立する準備を進めている。Xら発起人は定款においてY社の成立により報酬を受けることを定めた場合には、裁判所に検査役の選任を申し立て、所定の調査を受けなければならない。

【解答】正しい。発起人の受けるべき報酬の額は定款の相対的記載事項であり、その内容を定款に記載又は記録し、かつ原則として裁判所の選任する検査役の調査を受けなければならない。

- ・第13回－問10－01エ 次の記述は正しいか。

A・B・Cは、発起人となってX株式会社を設立するため、定款を作成しようとしている。

A・B・CがX社の成立により特別の利益を受ける場合には、A・B・Cの氏名と利益の内容を定款に記載しておく必要がある。

【解答】正しい。

- (d) 株式会社が負担する設立に関する費用(会社法28条4号)

(e) 事後設立

- ① 事後設立とは、株式会社成立後2年以内に、その成立前から存在する財産であって、その事業のために継続して使用するものを取得する契約をいう。
- ② 事後設立については、変態設立事項ではないが、財産引受の潜脱として行われる危険性もあるから、原則として株主総会の特別決議を要する(会社法467条1項5号・309条2項11号)。

過去問チャレンジ



- ・第27回一問10-02オ 次の記述は正しいか。

X株式会社は、住宅のリフォーム事業を始めるため、新たにY株式会社を設立することとした。X社は、Y社の事業に継続して使用させるため、Y社を設立した直後に、X社が所有する工場とその設備をY社に譲渡することとした。この場合、設立後のY社では、検査役の調査を受けなければならないが、株主総会の特別決議は不要である。

【解答】誤り。X社とY社の契約は事後設立に該当する。事後設立は変態設立事項ではないが、財産引受に対する規制の潜脱として行われるので、それを防止するため、原則として株式総会の特別決議を要する(会社法467条1項5号・309条2項11号)。

(6) 任意的記載事項

①株式の名義書換手続、②定時株主総会招集時期、③総会の議長、④取締役・監査役の数、⑤事業年度、⑥決算期等

過去問チャレンジ



- ・第31回一問05-02ア 次の記述は正しいか。

Aは、自ら発起人となり、X株式会社を募集設立の方法で設立しようと考え、その準備として、書面によりX社の定款を作成することとした。Aが、X社の定款に、定款の記載事項として会社法に定められていない事項である定時株主総会の招集時期や取締役の員数を記載した場合、定款は無効となる。

【解答】誤り。定時株主総会の招集時期や取締役の員数は任意的記載事項であり、定款に記載しても、定款は無効とならない。

4. 設立登記

会社は、本店所在地において設立登記をすることによって成立する(会社法49条)。すなわち、設立登記は会社の成立要件である。

過去問チャレンジ



- ・第35回一問04-04エ 次の記述は正しいか。 類題：第34回一問06-03①など多数

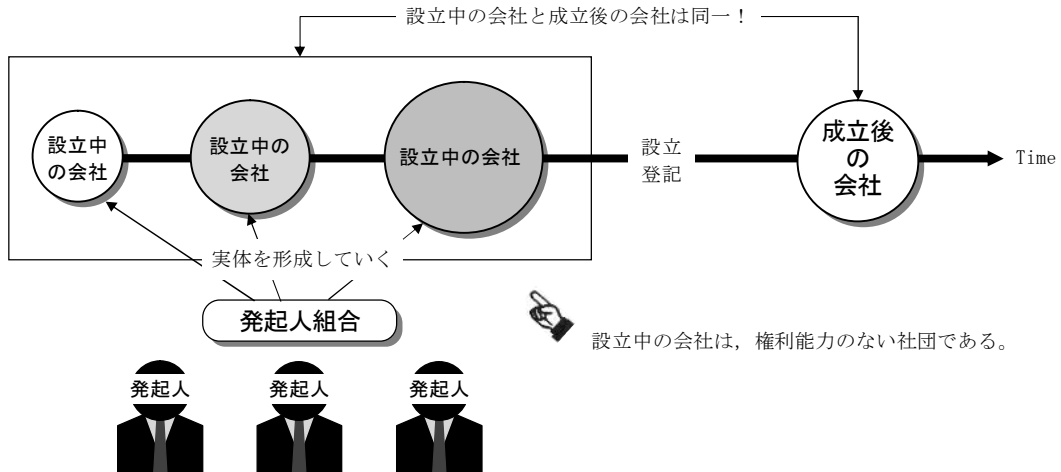
株式会社は、設立時発行株式全額の払込みがなされることにより成立し、設立の登記がなされることにより第三者に対する対抗要件が具備される。

【解答】誤り。設立登記は会社の成立要件である。

Theme02 設立中の会社と発起人

1. 設立中の会社

設立中の会社とは、自らが会社として成立することを目的とする権利能力なき社団である。



2. 発起人の意義・権限

発起人の権限については、以下の点を押さえておけばよい。

- ① 定款の作成、株式の引受け・払込みなど設立に際し法律上・経済上必要な行為については及ぶ。
- ② 営業行為については及ばない。
- ③ 開業準備行為のうち、法定の財産引受けについては及ぶが、それ以外については及ばない。なお、成立後の会社が追認しても、権限外の開業準備行為を会社に帰属させることはできない。

【基礎知識－開業準備行為】

開業準備行為とは、営業所等の敷地・建物・備品や原材料の購入など開業の準備として必要な行為をいう。

過去問チャレンジ



- ・第22回－問08－04ア 次の記述は正しいか。 類題：第19回－問06－02ウ

会社法上、設立中の会社における発起人は、定款の作成、株主となる者の募集および自己が引き受けた出資の履行のみを行うことができ、これら以外の行為を行うことはできない。

【解答】誤り。発起人の権限は、定款の作成、株式の引受、払込など会社設立に際して、法律上、経済上必要な行為のほか、開業準備行為のうち、財産引受については一定の要件のもとに及ぶ。

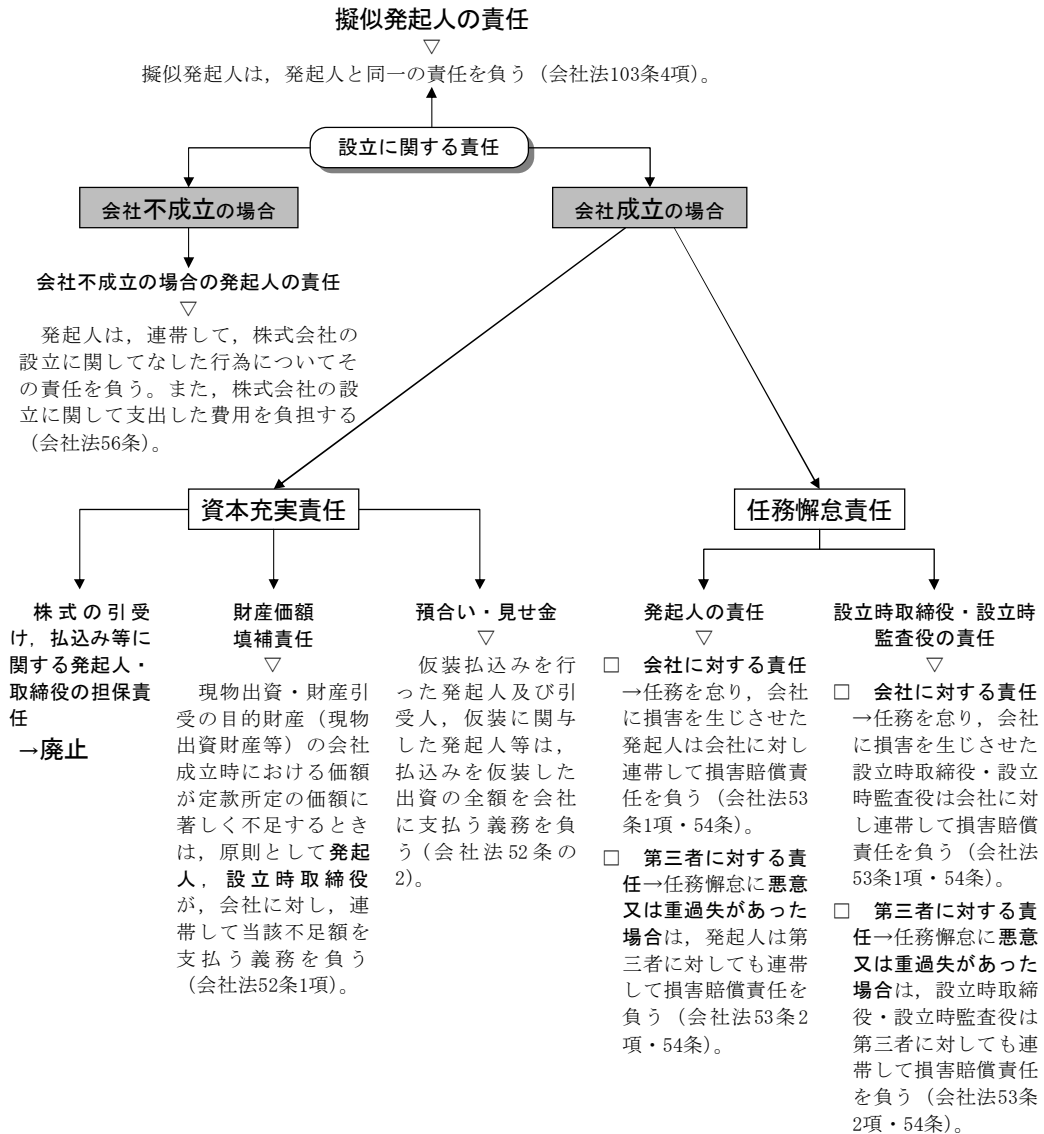
- ・第19回－問06－02エ 次の記述は正しいか。

Aは、プラスチック製品の製造業を営む甲株式会社の設立を計画し、自ら発起人となった。甲社の設立前に、Aは、清涼飲料水メーカー乙株式会社との間で、甲社が製造を予定するペットボトルの継続的供給に関する基本契約を締結した。この場合、当該契約の効果は甲社に帰属する。

【解答】誤り。発起人の権限は、営業行為については及ばないし、原則として開業準備行為にも及ばない。

Theme03 設立に関する責任

設立関与者(発起人, 取締役等)が不正行為を行った場合, 以下のような民事責任を負う。また, 刑事罰・行政罰(過料)(会社法960条・963条~967条・976条等)が課せられる場合がある。



- ② 募集設立の場合の引受人も、払込期日又は期間内に払込みをしない場合、設立時募集株式の株主となる権利を失う(会社法63条)。

過去問チャレンジ



- ・第22回一問08-04ウ 次の記述は正しいか。 類題：第35回一問04-04ウなど

発起人が自ら引き受けた設立時発行株式につき出資の履行をしないため、当該発起人に対し、一定の期日までに
出資の履行をすべき旨の通知がなされたが、当該発起人は期日までに
出資の履行をしなかった。この場合、他の発起人および設立時取締役は、会社法上、連帯して当該出資の履行をする義務を負う。

【解答】誤り。平成17年会社法制定により、株式の引受、払込等に関する発起人・取締役の担保責任は廃止された。

- ・第29回一問05-04ア 次の記述は正しいか。

発起人は、発起人のうち出資の履行をしていない者に対し、一定の期日を定めて当該出資の履行をしなければならない旨を通知しなければならない。この期日までに
出資の履行がないときは、当該出資の履行をしていない発起人は、設立時の発行株式の株主となる権利を失う。

【解答】正しい。

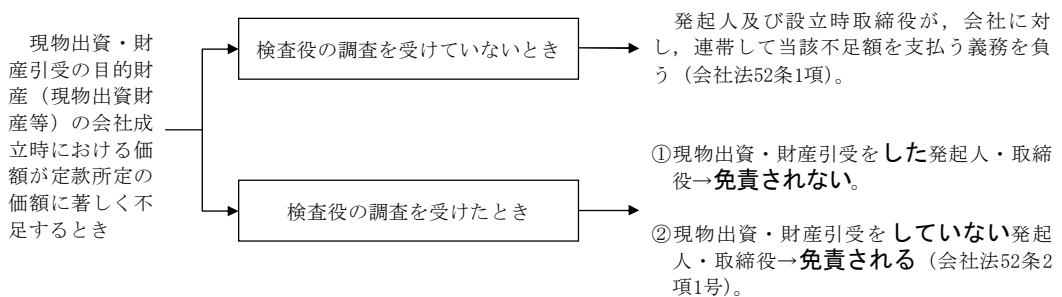
- ・第25回一問05-03イ 次の記述は正しいか。 類題：第30回一問05-04④など

募集設立において、設立時募集株式の引受人は、払込みの期日または期間内に
出資を履行しないときは、当該設立時募集株式の株主となる権利を失う。

【解答】正しい。

(b) 財産価額填補責任

- ① 現物出資・財産引受の目的財産(現物出資財産等)の会社成立時における価額が定款所定の価額に著しく不足するときは、原則として発起人及び設立時取締役が、会社に対し、連帯して当該不足額を支払う義務を負う(会社法52条1項)。
- ② 現物出資・財産引受につき、検査役の調査を受けたときは、現物出資者又は当該財産の譲渡人である発起人・取締役を除き、免責される(会社法52条2項1号)。



- ③ 会社法制定により、財産価格填補責任は、発起設立の場合に限り、過失責任とされた(会社法52条2項2号・103条1項)。なお、発起人の側が無過失の立証責任を負う。

過去問チャレンジ



- ・第29回一問05-04オ 次の記述は正しいか。

会社成立時における現物出資の目的財産の価額が定款所定の価額に著しく不足する場合、発起人および設立時取締役は、原則として、会社に対し、連帯して当該不足額を支払う義務を負う。

【解答】正しい。

- ・第25回一問05-03ウ 次の記述は正しいか。 類題：第31回一問05-02エなど多数

会社成立時における現物出資の目的財産の価額が定款所定の価額に著しく不足するときは、仮に当該現物出資の目的財産について会社法所定の検査役の調査を受けていたとしても、すべての発起人および設立時取締役が、会社に対し、連帯して当該不足額を支払う義務を負う。

【解答】誤り。現物出資につき、検査役の調査を受けたときは、現物出資者である発起人・取締役を除き、免責される(会社法52条2項1号)。

- ・第15回一問06-04⑤ 次の記述は正しいか。 類題：第32回一問03-04④など

Aは、X株式会社を設立することとし、X社の営業所として使用する土地建物の取得を検討している。X社設立に際し、第三者Bからその所有する土地建物を、会社の成立を条件として譲り受けた場合、その実価が定款所定の価格に比べて著しく不足するときでも、Aが発起人としてその差額を支払う義務を負うことはない。

【解答】誤り。Aは発起人としてその差額を支払う義務(財産価格填補責任)を負う。

(c) 預払い・見せ金

- ① 株式引受人は、引受価額を現に会社に払い込む必要があるが、**払込みが仮装される場合として預払い(あずけあい)と見せ金**がある。

預払い
▽

発起人が払込取扱銀行から金銭を借り入れてこれを株式の払込に当てるが、その借入金完済までは払込金の引出しをしない旨約束するものをいう。

見せ金
▽

発起人が払込取扱銀行以外から一時的に金銭を借り入れてこれを株式の払込に充てるが、会社成立後すぐにこれを引き出して借入金を返済するものをいう。

- ② これらは会社の財産的基礎を害する行為であるから、**出資の履行としては無効と解されている。**
- ③ **仮装払込みを行った発起人及び引受人、仮装に関与した発起人等は、払込みを仮装した出資の全額を会社に支払う義務を負う**(平成26年改正会社法52条の2)。
- ④ 預払いについては、**預払いを行った者及び事情を認識して預払いに応じた者には刑事罰が科される**(会社法965条)。

過去問チャレンジ



- ・第29回一問05-04イ 次の記述は正しいか。 類題：第36回一問09-04ウなど

預払いとは、発起人が払込取扱銀行から金銭を借り入れ、これを株式の払込みに充てるが、その借入金の完済までは払込金を引き出さない旨を約束することをいう。預払いが行われた場合、預払いの当事者に刑事罰は科されないが、当該払込みは無効とされる。

【解答】誤り。預払いの当事者には刑事罰が科される。

- ・第29回一問05-04エ 次の記述は正しいか。

発起人が、払込取扱銀行以外の銀行等から一時的に金銭を借り入れ、これを株式の払込みに充て、会社設立後すぐにこれを引き出して借入金を返済したとしても、当該払込みが無効とされることはない。

【解答】誤り。見せ金による払い込みは無効である。

(2) 任務懈怠責任

(a) 発起人の損害賠償責任

① 会社に対する責任

- ・ 設立につき善管注意義務を負う発起人は、その任務を怠り、会社に損害を生じさせた場合、会社に対し連帯して損害賠償責任を負う(会社法53条1項・54条)。
- ・ 会社に対する責任は、総株主の同意があれば免責される(会社法55条)。

② 第三者に対する責任

任務懈怠に悪意又は重過失があった場合は、発起人は第三者に対しても連帯して損害賠償責任を負う(会社法53条2項・54条)。

過去問チャレンジ



- ・ 第20回一問06-01ウ 次の記述は正しいか。 類題：第24回一問09-03①など

発起人は、その任務を怠って会社に損害を与えたとしても、会社に対してこれを賠償する責任を負わない。

【解答】誤り。発起人は、設立中の会社の機関として善管注意義務を果たしつつ、会社の設立という任務を遂行しなければならない。

- ・ 第36回一問09-04オ 次の記述は正しいか。 類題：第29回一問05-04ウなど多数

発起人は、株式会社の設立についてその任務を怠り、会社に損害を生じさせた場合、会社に対し損害賠償責任を負う。この発起人の会社に対する損害賠償責任は、総株主の同意があっても免除されない。

【解答】誤り。会社に対する責任は、総株主の同意があれば免責される(会社法55条)。

- ・ 第25回一問05-03オ 次の記述は正しいか。

発起人が、その職務を行うについて、自ら設立した株式会社以外の第三者に生じた損害を賠償する責任を負うのは、当該発起人がその職務を行うについて悪意であった場合に限られ、その職務を行うについて重大な過失があった場合には、当該第三者に対し損害賠償責任を負わない。

【解答】誤り。任務懈怠に悪意又は重過失があった場合は、発起人は第三者に対しても連帯して損害賠償責任を負う。会社法53条2項・54条。

(b) 設立時取締役・設立時監査役の損害賠償責任

設立時の取締役・監査役は、設立中の会社の監督機関として調査義務(会社法46条・93条)を負う。

① 会社に対する責任

- ・ 調査義務を怠った取締役・監査役は、会社に対し連帯して損害賠償責任を負う(会社法53条)。
- ・ 会社に対する責任は、総株主の同意がなければ免責されない(会社法55条)。

② 第三者に対する責任

任務懈怠について悪意又は重過失があった設立時の取締役・監査役は、第三者に対しても連帯して損害賠償責任を負う(会社法53条2項・54条)。

2. 会社不成立の場合の発起人の責任

- ① **会社の不成立**とは、会社の設立手続が途中で挫折して、**設立登記が行われないうち**に終わる場合をいう。
- ② **会社不成立の場合**、発起人は、**連帯して**、株式会社の設立に関してした行為についてその責任を負い、株式会社の設立に関して支出した費用を負担する(会社法56条)。

過去問チャレンジ



- ・第26回一問01-03e改 次の記述は正しいか。 類題：第21回一問10-02アなど
発起人が会社を設立するための手続を進めたが、設立登記が行われず会社が成立しなかった。この場合、会社設立に関して発起人がした行為については、当該行為をした発起人のみとその責任を負い、当該行為に関与していない発起人は責任を負わない。
【解答】誤り。会社不成立の場合、発起人は、連帯して、株式会社の設立に関してなした行為についてその責任を負い、株式会社の設立に関して支出した費用を負担する。
- ・第24回一問09-03⑤ 次の記述は正しいか。 類題：第30回一問05-04③など多数
XおよびYは、甲株式会社を設立して事業を開始するため、ともに発起人となりその準備を進めている。XおよびYが甲社を設立する手続を中止し、甲社が成立しなかった場合、XおよびYは、連帯して、甲社の設立に関してした行為についてその責任を負い、甲社の設立に関して支出した費用を負担する。
【解答】正しい。会社法56条。

3. 擬似発起人の責任

- ① **擬似発起人**とは、**募集設立**を行った場合に、発起人以外の者で、当該募集の広告その他当該募集に関する書面又は電磁的記録に、自己の氏名又は名称及び株式会社の設立を賛助する旨を記載し、又は記録することを承諾した者をいう。
- ② **擬似発起人は**、発起人とみなされ、**発起人と同一の責任を負う**(会社法103条4項)。

過去問チャレンジ



- ・第30回一問05-04② 次の記述は正しいか。 類題：第25回一問05-03エなど多数
募集設立において、発起人ではない者が、株式会社の設立に際して発行される株式を引き受ける者を募集する旨の広告の電磁的記録に、自己の氏名および株式会社の設立を賛助する旨を記録することを承諾した。この場合、当該発起人ではない者は、原則として、発起人とみなされ、会社法所定の責任を負う。
【解答】正しい。
- ・第31回一問05-2オ 次の記述は正しいか。 類題：第34回一問06-03④など
Aは、自ら発起人となり、X株式会社を募集設立の方法で設立しようと考え、その準備として、書面によりX社の定款を作成することとした。Aは、Dの承諾を得て、X社の設立時発行株式を引き受ける者の募集をする旨の広告にDの氏名を表示して、DがX社の設立を賛助している旨を記載した。この場合において、AがX社を設立する手続を中止し、X社が成立しなかったときは、Dは、Aと連帯して、X社の設立に関して支出された費用を負担する。
【解答】正しい。

第3節 株式と株券および株主名簿

theme01 株式の意味と株主の権利

- ① 株式とは、細分化された均一的な割合単位の形をとる株式会社の社員たる地位をいう。
- ② 株式の所有者のことを株主という。

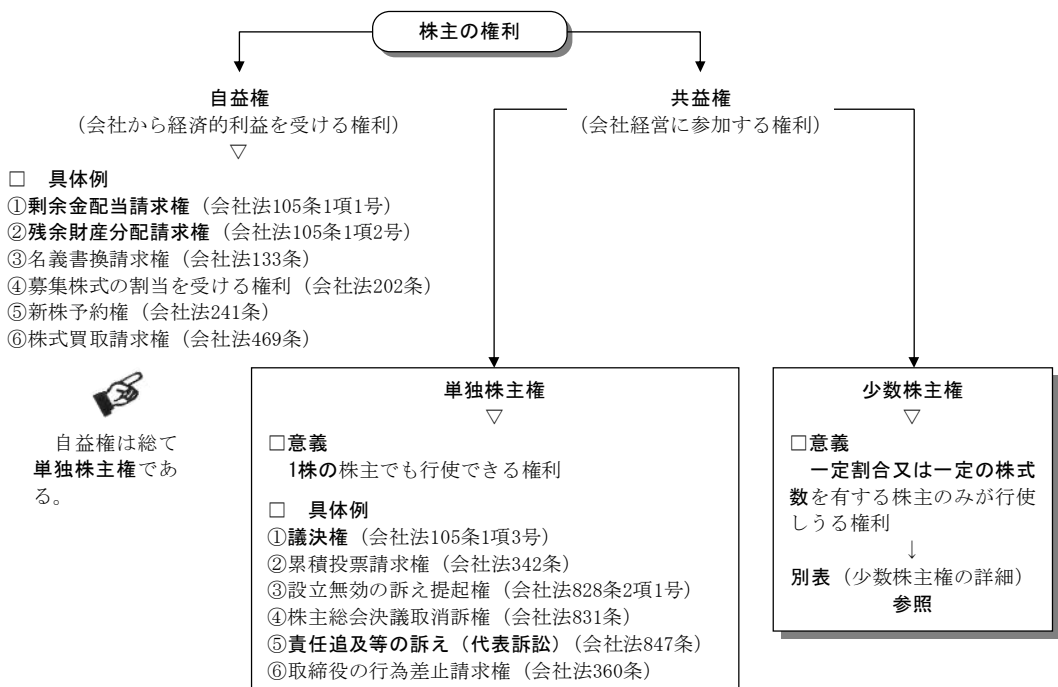
1. 株主の権利・義務

(1) 義務

株主は、株式の引受価額を限度とする出資義務を負うだけであり、それ以外に義務を負わない(有限責任の原則：会社法104条)。

(2) 権利

- ① 株主の権利は大別して、**自益権**と**共益権**に分かれる。
- ② 定款によっても、**剰余金の配当を受ける権利及び残余財産の分配を受ける権利の全部を奪うことはできない**(会社法105条2項)。



過去問チャレンジ



- ・第27回一問06-01ア 次の記述は正しいか。 類題：第36回一問07-02オなど

株主に認められる権利のうち、剰余金の配当を受ける権利および残余財産の分配を受ける権利については、定款の定めによっても、株主からそれらの権利の全部を奪うことはできない。

[解答] 正しい。会社法105条2項。

《少数株主権の詳細》

	要件	権利
1%グループ	総株主の議決権の1%以上を所有する株主(公開会社である取締役会設置会社では6ヶ月前より引き続き所有していることが必要)	総会に関する検査役の選任請求権(会社法306条)
	公開会社において総株主の議決権の1%以上か300個以上を6ヶ月前より引き続き所有する株主(公開会社でない取締役会設置会社では6ヶ月前より引き続き所有しなくともよく、取締役会設置会社でない場合は単独株主権)	総会の議案提案権(会社法303条)
3%グループ	総株主の議決権の3%以上または発行済み株式総数の3%以上を所有する株主	①帳簿閲覧権(会社法433条) ②業務・財産調査のための検査役選任請求権(会社法358条)
	総株主の議決権の3%以上を6ヶ月前より引き続き所有する株主(非公開会社では6ヶ月前より引き続き所有していなくともよい)	株主総会招集権及び同請求権(会社法297条)
	総株主の議決権の3%以上か発行済み株式の3%以上を6ヶ月前より引き続き所有する株主(非公開会社では6ヶ月前より引き続き所有していなくともよい)	①役員解任請求権(会社法854条)、②清算人の解任請求権(会社法479条)
10%グループ	総株主の議決権の10%以上を所有する株主	会社更生手続開始の申立(会社更生法17条2項2号)
	総株主の議決権の10%以上か発行済み株式の10%以上を所有する株主	会社解散請求権(会社法833条)

過去問チャレンジ



- ・第33回一問01-02① 次の記述は正しいか。 類題：第26回一問02-02アなど

Aは、取締役会設置会社であるB株式会社の株主である。Aは、一定の要件を充たすときは、B社の株主総会の招集請求権および招集権を有する。

【解答】正しい。

- ・第31回一問09-2⑤ 次の記述は正しいか。

株式会社の会計帳簿を閲覧する権利は、当該会社の株式1株のみを保有する株主であっても、行使することができる。

【解答】誤り。帳簿閲覧権は少数株主権である。

2. 株主平等原則

(1) 株主平等原則とは

株主平等原則とは、株主は、株主としての資格に基づく法律関係については、原則として、その有する株式の数に応じて平等の取扱いを受けるとする原則をいう(会社法109条1項)。

(2) 株主平等原則の内容

- ① 株主平等原則は、各株式の内容が平等であって(内容の平等)、かつそれを前提に各株式の取扱いが平等であること(取扱いの平等)を内容とする。
- ② 非公開会社においては、定款の定めにより、会社法105条1項各号に掲げる株主の基本的権利(剰余金配当請求権・残余財産分配請求権・議決権)について、株主ごとに異なる取扱いを行うことができる(会社法109条2項)。そのため、定款に定めれば1人1議決権や社員全員同額配当等を行うことができる。

(3) 株主平等原則違反の効果

株主平等原則に違反する定款規定、株主総会決議、取締役会決議、代表取締役の業務執行行為は全て無効である。但し、不利益な待遇を受ける株主の承諾があれば当該行為は無効とはならない。

過去問チャレンジ



・第27回一問06-01ウ 次の記述は正しいか。

公開会社でない株式会社においては、定款の定めによって、株主の持株数にかかわらず、株主1人につき1議決権とすることや株主全員の配当を同額にすることができる。

[解答] 正しい。

theme02 異なる種類の株式

1. 異なる種類の株式(種類株式)とは

① 会社は、一定の範囲内で異なる種類の株式(種類株式)を定款で定めることができる。

【趣旨】多様な種類の株式を用意することで、大衆の多様な需要にこたえ、資金調達を容易にするため。

② 種類株式を発行するには、定款に種類株式を発行すること及びその株式の内容・数を定めなければならない(会社法108条)。

③ 種類株式を発行した会社が株式の種類を追加等、会社法322条所定の行為をし、ある種類株主に損失を及ぼすおそれがあるときは、原則としてその種類株主総会の決議が必要となる(会社法322条)。

過去問チャレンジ



・第21回一問03-04① 次の記述は正しいか。

株式会社の内容の異なる2以上の種類の株式を発行する場合、当該株式会社は、発行できる種類株式の数のほか、会社法所定の事項を定款で定めなければならない。

[解答] 正しい。

2. 種類株式の種類

	種類株式	定義
1	優先株・劣後株・混合株	剰余金の配当、残余財産の分配について一般の株式(普通株)に比べて優先的取扱いを受ける株式を優先株、劣後的取扱いを受ける株式を劣後株という。ある点では優先的取扱いであるが他の点では劣後的取扱いを受ける株式を混合株という(会社法108条1項1号2号)。
2	議決権制限株式	議決権制限株式とは、株主総会において議決権を行使できる事項について、一定の制限が課されている株式である(会社法108条1項3号)。
3	譲渡制限株式	譲渡制限株式とは、株式会社がその発行する全部又は一部の株式の内容として、譲渡による当該株式の取得について、当該株式会社の承認を要する旨の定めを設けている場合における当該株式をいう(会社法2条17号・108条1項4号)。
4	取得請求権付株式	取得請求権付株式とは、株式会社がその発行する全部又は一部の株式の内容として、株主が当該株式会社に対して、当該株式の取得を請求することができる旨の定めを設けている場合における当該株式をいう(会社法2条18号・108条1項5号)。
5	取得条項付株式	取得条項付株式とは、株式会社がその発行する全部又は一部の株式の内容として、当該株式会社が一定の事由が生じたことを条件として、当該株式を取得することができる旨の定めを設けている場合における当該株式をいう(会社法2条19号・108条1項6号)。

以下、過去出題された種類株式についてのみ、具体的に検討する。

(1) 優先株・劣後株・混合株(会社法108条1項1号2号)

- ① 剰余金の配当、残余財産の分配について一般の株式(普通株)に比べて優先的取扱いを受ける株式を**優先株**、劣後的取扱いを受ける株式を**劣後株**という。
- ② ある点では優先的取扱いであるが他の点では劣後的取扱いを受ける株式を**混合株**という。

(2) 議決権制限株式(会社法108条1項3号)

- ① 議決権制限株式とは、**株主総会で議決権を行使できる事項について制限がつけられた株式**である。
- ② **公開会社**においては、この議決権制限株式の数が発行済株式総数の2分の1を超えた場合、会社は、直ちにこれを2分の1以下にするため必要な措置をとらなければならない(会社法115条)。しかし、**非公開会社**にはこのような制限はない。

(3) 譲渡制限株式(会社法108条1項4号)

譲渡制限株式とは、株式会社がその発行する全部又は一部の株式の内容として、譲渡による当該株式の取得について、**当該株式会社の承認を要する旨の定め**を設けている場合における当該株式をいう(会社法2条17号)。従って、会社が**発行する株式の一部について譲渡制限を行う(譲渡制限種類株式の発行)**こともできる(会社法108条1項4号)。

過去問チャレンジ



- ・第20回-問10-04① 次の記述は正しいか。
株式会社は、剰余金の配当について内容の異なる複数の種類の株式を発行することができる。
【解答】正しい。
- ・第31回-問09-02③ 次の記述は正しいか。
株主が有する剰余金の配当を受ける権利について、一部の株主のみを優先的に取り扱う旨を定めた株式を発行することは、株主平等の原則に反し、会社法上、無効である。
【解答】誤り。会社法上、優先株も認められている。
- ・第27回-問06-01エ 次の記述は正しいか。
公開会社だけでなく公開会社ではない株式会社においても、議決権制限株式の数が発行済株式総数の2分の1を超えた場合には、直ちにこれを2分の1以下にするための必要な措置をとらなければならない。
【解答】誤り。公開会社においては、議決権制限株式の数が発行済株式総数の2分の1を超えた場合、会社は、直ちにこれを2分の1以下にするため必要な措置をとらなければならない(会社法115条)。しかし、公開会社でない株式会社では、このような制限はない。
- ・第20回-問10-04② 次の記述は正しいか。 類題：第34回-問04-03⑤
株式会社は、その発行する株式の全部または一部について、譲渡による当該株式の取得につき会社の承認を要する旨を定款で定めることにより、譲渡制限株式とすることができる。
【解答】正しい。

theme03 単元株

- ① 単元株制度とは、定款により一定の株式を一単元の株式と定め(ex. 100株で1単元の株式とするなど)、一単元の株式につき一個の議決権を認めるが、単元未満の株式には議決権を認めない制度をいう(会社法188条以下)。
- ② 一単元の株式の数については定款をもって自由に定めることができる。しかし、法務省令で定める数を超えることはできない(会社法188条2項)。
- ③ 単元未満株主については、**残余財産分配請求権等を除き、定款の定めにより、その権利の全部又は一部を制限することができる**(会社法189条2項)。

過去問チャレンジ



- ・第34回一問04-03③ 次の記述は正しいか。 類題：第12回一問07-03オ

株式会社は、定款において一単元の株式数を定め、単元株式には株主総会における議決権を付与し、単元未満の株式には議決権を付与しないことができる。

【解答】正しい。

- ・第21回一問03-04② 次の記述は正しいか。

定款に単元株式数を定めている株式会社は、残余財産分配請求権などの一定の権利を除き、単元未満株主が行使できる権利を定款の定めにより制限することができる。

【解答】正しい。

theme04 株券

1. 株券

- ① 株券とは、株式を表章する**有価証券**である。
- ② 株券の記載事項は法定されており(会社法216条)、**要式証券性を有する**。しかし、株券は株式の効力が発生していることを前提とするものであり、手形・小切手と異なり、**文言証券性を持たず、また、設権証券性も有しない**。

【基礎知識】

1. **有価証券**とは、権利の移転に証券の交付を、権利の行使に証券の呈示が必要なものをいう。
2. **要式証券**とは、記載事項が法定されている有価証券をいう。要式性の程度は一様ではなく、手形・小切手のように法定の記載事項を1つでも欠けば原則として証券は無効となり、また法定の記載事項以外の事項を任意に記載することも許されず、要式性が厳格に要求されているものと、株券・貨物引換証などのように要素的な事項以外の法定の記載事項を欠いても証券が無効とならないものがある。
3. **文言証券**とは、証券の表章する権利の内容・範囲が、証券記載の文言により定まる有価証券をいう。
4. **設権証券**とは、証券に表章する権利がその証券の作成によって初めて発生する有価証券をいう。

2. 株券の発行

- ① 株券は**不発行が原則**である。
- ② 株式会社は、その株式に係る株券を発行する旨を**定款で定める**こともできる(会社法214条)。この定款の定めがある会社を**株券発行会社**という(会社法117条6項)。

3. 株券不所持制度

- ① 株主から不所持の申出を受けた会社は、遅滞なく、株券を発行しない旨を株主名簿に記載又は記録しなければならない。株券が発行されている場合、株券の不所持を申し出た株主は株券を会社に提出しなければならないが、当該株券は株主名簿への記載・記録がなされた時点で無効となる(会社法217条)。
- ② 不所持の申出をした株主は、いつでも株券の発行を会社に請求できる。

4. 株券喪失登録

- ① 株券については、**公示催告手続**(紛失した手形などを無効とする手続)は**適用されず**、**株券喪失登録制度**が用意されている。
- ② **株券喪失登録**とは、株主が**株券を喪失**した場合に、**株券が善意取得されることを防止**するため、会社に対し**株券喪失登録**の手続をとることにより、**株券を無効に**することができるとする制度である(会社法221条以下)。
- ③ 株券を喪失した株主は、株券の発行会社に対して、**株券喪失登録の請求**をすることができ(会社法223条)、**株券喪失登録がされた株券**は、株券喪失登録日の翌日から起算して1年を経過した日に**無効**となる(会社法228条第1項)。

過去問チャレンジ



- ・第29回一問04-02③ 次の記述は正しいか。

会社法上、株式を譲渡する際には株券の交付が必要とされているため、株式会社は、その定款で株券を発行する旨を定めていない場合であっても、株式を譲渡しようとする株主から株券の発行を請求されれば、定款を変更して株券を発行しなければならない。

【解答】誤り。会社法上、株券不発行が原則である。

- ・第13回一問06-04才改 次の記述は正しいか。

株券の所持を望まない株主は、会社に対しても株券不所持の申出をすることができる。この申出を受けた会社は、遅滞なく株券不発行の旨を株主名簿に記載もしくは記録しなければならない。

【解答】正しい。

- ・第19回一問08-04才 次の記述は正しいか。

会社法上の株券発行会社において、株主が会社に対し株券の不所持の申し出をした場合、当該株主はその申し出をした後は、株券の発行を会社に請求することはできない。

【解答】誤り。不所持の申出をなした株主は、いつでも株券の発行を会社に請求できる。

- ・第19回一問08-04エ 次の記述は正しいか。

会社法上の株券発行会社において、株主が株券を紛失した場合、公示催告および除権決定の手続を経なければ自ら紛失した株券を無効とすることはできない。

【解答】誤り。株券を喪失した場合には、公示催告・除権決定は用いられず、株券喪失登録制度が用いられる。

theme05 株主名簿

1. 意義

- ① 株主名簿とは、株主及び株式に関する事項(数、種類、取得日など、株券発行会社においては株券に関する事項を含む)を記載又は記録した帳簿又は電磁的記録である。
- ② 株式会社は必ず株主名簿を作成し(会社法121条)、会社の本店又は会社に代わって株主名簿に関する事務を代行する株主名簿管理人の営業所に備え置かなければならない(会社法125条1項)。

過去問チャレンジ



・第14回一問05-04改 次の記述は正しいか。

- ① 株主名簿とは、株主及び株式に関する事項を記載した帳簿であり、会社法上、その作成が必要とされている。
- ② 株主名簿は、会社の本店、または会社に代わって株主名簿に関する事務を代行する株主名簿管理人の営業所に備え置かなければならない。

【解答】①：正しい。

②：正しい。

2. 株主名簿の効力

(1) 名義書換未了株主は会社に対抗できない。

- ① 株式の移転(譲渡)は、取得者の氏名又は名称及び住所を株主名簿へ記載又は記録(いわゆる株主名簿の名義書換え)しなければ、会社その他の第三者に対抗できない(会社法130条)。

株券発行会社では株主名簿の名義書換は会社に対する対抗要件である。

※株式の質入についても同様である(会社法147条)。

- ② 名義書換えの請求は、原則として株式取得者と、その取得した株式の株主として名簿に記載又は記録されている者とが共同してしなければならない(会社法133条)。

(2) 会社の免責

会社は株主名簿の記載又は記録をもとに株主への通知・催告を行えば足り、その発信がなされれば、通常到達すべきであった時に到達したものとみなされる(会社法126条1項・2項)。

※登録株式質権者についても同様である(会社法150条)。

過去問チャレンジ



・第33回一問01-02⑤ 次の記述は正しいか。 類題：第28回一問07-01オなど多数

Aは、取締役会設置会社であるB株式会社の株主である。Aは、B社の株式をDに譲渡した。この場合、Dは、自己の氏名および住所が株主名簿に記載または記録されなければ、B社に株主たる地位を対抗することができない。

【解答】正しい。

・第29回一問04-02④ 次の記述は正しいか。

株主名簿は株式会社の事務処理の便宜上作成されるものであるため、株式の譲渡は、株式を取得した者の氏名または名称および住所が株主名簿に記載または記録されなくても、株式会社に対抗することができる。

【解答】誤り。株式の移転(譲渡)は、取得者の氏名又は名称及び住所を株主名簿へ記載又は記録(いわゆる株主名簿の名義書換え)しなければ、会社その他の第三者に対抗できない。会社法130条。

- ・第36回一問07-02エ改 次の記述は正しいか。 類題：第14回一問05-04④

取締役会設置会社であるX社は、株主名簿の記載または記録に基づいて株主への通知または催告を行えばよいとされているが、この通知または催告は、発信をするだけでは足りず、株主名簿に記載または記録された住所等に到達しなければ、通知または催告の効力は生じない。

【解答】誤り。会社は株主名簿の記載又は記録をもとに株主（登録質権者を含む）への通知・催告を行えばよく、発信が行われれば、通常到達すべき時に到達したものとみなされる。

3. 株主名簿の基準日

(1) 基準日制度とは

基準日制度とは、以下のような制度である。

- ① 株式会社は、一定の日（基準日）を定め、基準日において株主名簿に記載又は記録されている株主（基準日株主）を、その権利を行使することができる者と定めることができる（登録株式質権者に準用：会社法124条）。
- ② 株主総会における議決権については、株式会社は、基準日後に株式を取得した者の全部又は一部を、当該権利を行使することができる者と定めることができる（会社法124条4項）。

過去問チャレンジ



- ・第26回一問02-02ウ 次の記述は正しいか。 類題：第36回一問07-02アなど

株式会社は、基準日として定めた日に株主名簿に記載または記録されている株主を、当該基準日から一定の期間内に開催される株主総会において議決権を行使することができる者と定めることができる。

【解答】正しい。

- ・第34回一問04-03① 次の記述は正しいか。

株式会社は、株主総会が開催される期日に株主名簿に記載または記録されている株主を、当該株主総会において議決権を行使することができる者としなければならないが、定款にこれと異なる内容の規定を設けても、当該規定は無効である。

【解答】誤り。株式会社は、一定の日（基準日）を定め、基準日において株主名簿に記載又は記録されている株主（基準日株主）を、その権利を行使することができる者と定めることができる（登録株式質権者に準用：会社法124条）。

第4節 株式の譲渡

theme01 株式譲渡の方法

原則：株券が発行されていない場合における株式の譲渡は、譲渡の効力は**意思表示のみ**で発生する。**株主名簿への記載又は記録は株式会社その他の第三者への対抗要件にすぎない**(会社法130条1項)。

例外：株券発行会社における株式の譲渡は、**意思表示に加えて当該株式に係る株券を交付しなければ効力を生じない**(会社法128条1項本文)。また、**第三者に対する対抗要件は株券の占有**である。

過去問チャレンジ



- ・第20回一問10-04⑤ 次の記述は正しいか。 類題：第31回一問09-02①など多数
株券発行会社でない株式会社における株式の譲渡は、当事者間の意思表示の合致のみではその効力を生じず、それに加えて株主名簿に所定の事項を記載または記録することにより、その効力を生ずる。
【解答】 誤り。株券が発行されていない場合における株式の譲渡は、譲渡の効力は意思表示のみで発生する。また、株主名簿への記載又は記録は株式会社その他の第三者への対抗要件にすぎない(会社法130条1項)。
- ・第19回一問08-04イ 次の記述は正しいか。 類題：第25回一問08-01イ
会社法上の株券発行会社における株式の譲渡は、当事者間の意思表示のみで、当事者間だけでなく会社に対してもその効力を生じ、株券の交付は対抗要件にすぎない。
【解答】 誤り。株券発行会社における株式の譲渡は、意思表示に加えて当該株式に係る株券を交付しなければ効力を生じない(会社法128条1項本文)。

theme02 株式譲渡自由の原則とその制限－譲渡制限株式

株式譲渡自由の原則とは、投下資本の回収のため、株主は株式を原則として自由に他人に譲渡できることをいう(会社法127条)。しかし、会社法は一定の目的のために各種の制限を設けている。

ここでは、試験に良く出る**譲渡制限株式**について検討する。

1. 譲渡制限株式とは

これは、同族会社など閉鎖的な会社の経営の安定化を図るために認められた制度である。

(1) 承認機関

原則として株主総会(取締役会設置会社では取締役会)である(会社法139条1項本文)。

過去問チャレンジ



- ・第27回一問06-01オ 次の記述は正しいか。 類題：第31回一問09-02②
取締役会設置会社において、その発行する譲渡制限株式について譲渡の承認請求があった場合、定款に別段の定めがない限り、譲渡を承認する機関は取締役会である。
【解答】 正しい。
- ・第21回一問03-04③ 次の記述は正しいか。
会社法上、取締役会設置会社において譲渡制限株式の譲渡を承認する機関は、株主総会でなければならないとされている。
【解答】 誤り。承認機関は、原則として取締役会設置会社では取締役会である(会社法139条1項本文)。

(2) 定款による特段の定め

株式会社は、譲渡の承認について、**定款で別段の定め**をすることができる(会社法139条1項但書)。定款による別段の定め
の具体例としては、以下のものがある。

- ① 株主間の譲渡については承認を要しないとする事
- ② 特定の属性を有する者に対する譲渡については、承認機関を代表取締役とする事
- ③ 取締役会設置会社において、承認機関を株主総会とする事

過去問チャレンジ



・第28回一問07-01エ改 次の記述は正しいか。 類題：第35回一問10-04イなど

取締役会設置会社である株式会社の定款において、その発行するすべての株式について、譲渡による株式の取得につき、取締役会の決議による承認を要する旨が定められている場合であっても、株主間での株式の譲渡については、定款に株主間の株式の譲渡に関する別段の定めがなされているか否かを問わず、取締役会の決議による承認を得ることなく株式を譲渡することができる。

【解答】誤り。譲渡制限株式会社であっても、株主間での株式の譲渡については、会社の承認を要しないとはできるが、その場合、定款で別段の定めをすることが必要である。

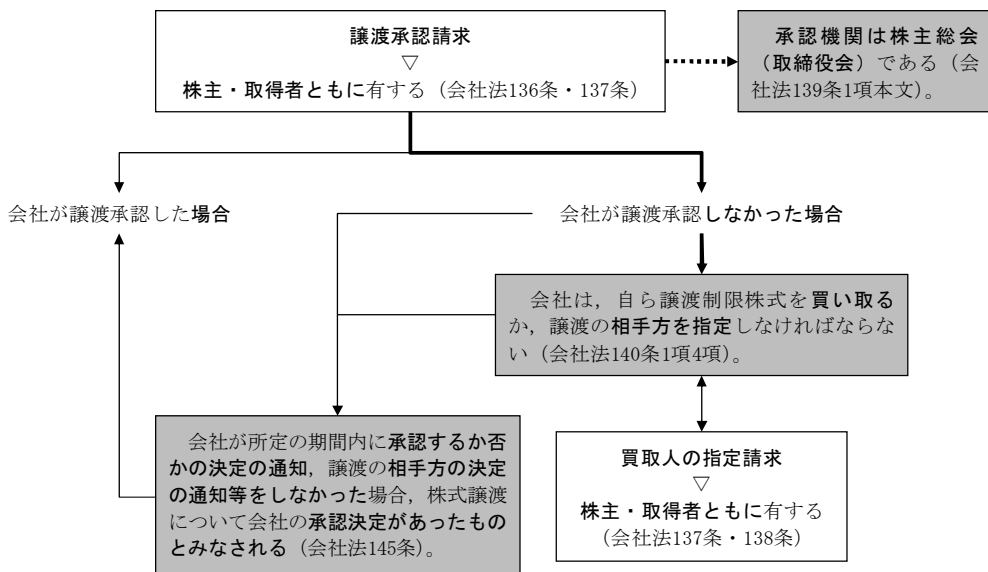
・第19回一問07-01C改 次の記述は正しいか。 類題：第36回一問07-02ウなど

譲渡制限会社において、取締役会を設置しない株式会社では、株主総会が株式譲渡の承認機関となるが、取締役会設置会社の場合には株主総会を株式譲渡の承認機関とすることはできない。

【解答】誤り。株式会社は、譲渡の承認について、定款で別段の定めをすることが認められ、取締役会設置会社において、承認機関を株主総会とすることも認められる(会社法139条1項但書)。

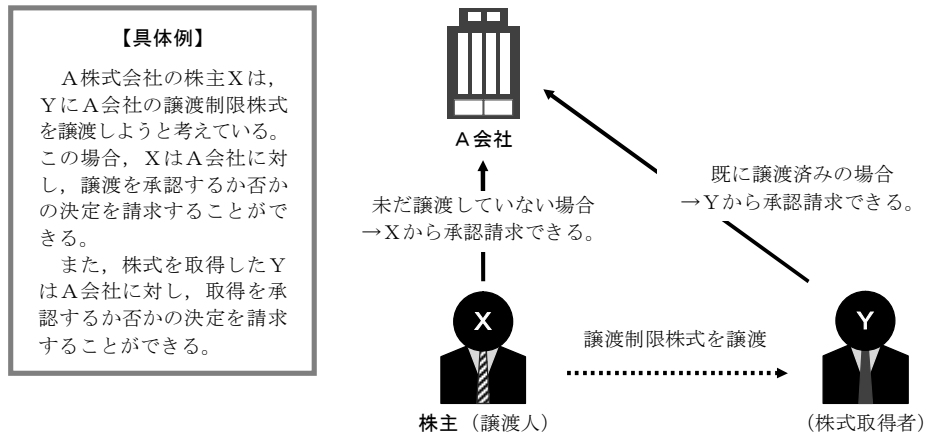
2. 譲渡制限株式を譲渡しようとする株主・株式取得者の保護

《全体構造》



(1) 譲渡承認請求

- ① 譲渡制限株式を譲渡しようとする株主は、会社に対し、譲渡を承認するか否かの決定を請求することができる(会社法136条)。
- ② 株式取得者も、取得したことを承認するか否かの決定を請求できる(会社法137条)。
- ③ 株式取得者からの承認請求は、原則として、その取得した株式の株主として名簿に記載又は記録されている者と共同してしなければならない(会社法137条)。



過去問チャレンジ



- ・第22回一問04-04エ 次の記述は正しいか。 類題：第25回一問08-01アなど

取締役会設置会社であるA社は、定款において、その発行する株式のすべてについて、株式の譲渡に取締役会の承認を要する旨を定めている。A社の株主Bは、A社の取締役会の承認を受けずに第三者CにA社の株式を譲渡した。この場合、Bは、A社に対し、Cに対する株式の譲渡を承認するか否かの決定を請求することができるが、Cは、A社に対してこれを承認するか否かの決定を請求することができない。

【解答】誤り。株式取得者も、会社に対し、取得の承認請求又は譲渡の相手方の指定請求をすることができる(会社法137条・138条2号)。

- ・第32回一問05-01エ 次の記述は正しいか。

取締役会設置会社であるA株式会社の株主Bは、その所有するA社の株式すべてを譲渡したいと考えている。A社の定款では、A社の発行するすべての株式について、譲渡による株式の取得につきA社の取締役会の承認を要する旨が定められている。Bは、第三者Cとの間で、その所有するA社の株式すべてをCに売却する旨の株式譲渡契約を締結した。この場合、Cは、A社に対し、原則として、Bと共同して、A社の株式を取得したことについて承認をするか否かの決定をすることを請求することができる。

【解答】正しい。株式取得者も承認請求ができるが、この承認請求は、原則として、その取得した株式の株主として名簿に記載または記録されている者と共同してしなければならない(会社法137条)。

(2) 株式会社又は指定買取人による買取

(a) 株主の指定請求権

譲渡制限株式を譲渡しようとする株主から譲渡承認請求(会社法136条)があったにもかかわらず、会社が譲渡を承認しないときは、株主は他に譲渡の相手方(当該会社又は指定買取人)の指定を請求することができる(会社法138条1号)。

(b) 株式取得者の指定請求権

- ① 株式取得者も、会社に対し、譲渡の相手方の指定請求をすることができる(会社法137条・138条2号)。
- ② 会社が譲渡を承認しない場合には、会社自ら譲渡制限株式を買い取るか、譲渡の相手方を指定しなければならない(会社法140条1項4項)。
- ③ 会社が所定の期間内に承認するか否かの決定の通知、譲渡の相手方の決定の通知等をしなかった場合、株式譲渡について会社の承認決定があったものとみなされる(会社法145条)。

過去問チャレンジ



- ・第28回一問07-01イ 次の記述は正しいか。 類題：第32回一問05-01ウなど

取締役会設置会社であるA株式会社では、定款において、その発行するすべての株式について、譲渡による株式の取得につき、取締役会の決議によるA社の承認を要する旨が定められている。A社の株主であるBは、その所有するA社の株式をCに譲渡しようとしている。Bは、Aに対し、Cへの株式の譲渡を承認するか否かの決定をすることを請求するに際し、A社の取締役会がこれを承認しない旨の決定をするときにはA社またはA社の指定する者が当該請求にかかる株式を買い取ることを請求することができる。

【解答】正しい。会社法138条1号。

- ・第13回一問08-02エ改 次の記述は正しいか。

X株式会社は譲渡制限会社であり、取締役会設置会社である。X社の株主Aはその保有する株式を第三者Bに譲渡した。X社の取締役会がAのBに対する株式譲渡を認めない場合には、Bは、X社の取締役会に対して他に譲渡の相手方を指定することを求めることができる。

【解答】正しい。会社法137条・138条2号。

- ・第19回一問07-01B改 次の記述は正しいか。 類題：第32回一問05-01アなど

譲渡制限会社において、譲渡制限株式を譲渡しようとする株主から譲渡承認請求があった。会社が譲渡を承認しない場合は、会社は他に譲渡の相手方を指定しなければならず、自ら買い受けることはできない。

【解答】誤り。会社は他に譲渡の相手方を指定するか、自ら買い受けることができる(会社法140条1項4項)。

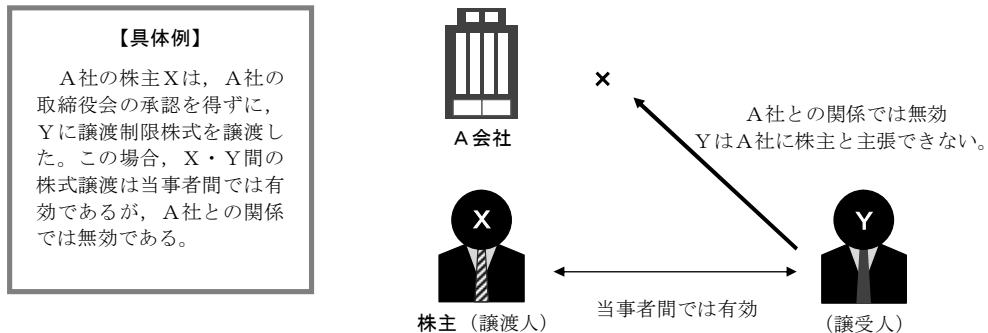
- ・第22回一問04-04オ 次の記述は正しいか。 類題：第35回一問10-04エなど

取締役会設置会社であるA社は、定款において、その発行する株式のすべてについて、株式の譲渡に取締役会の承認を要する旨を定めている。A社の株主Bが、第三者CにA社の株式を譲渡するにあたり、Bは、当該株式の譲渡を承認するか否かを決定する旨をA社に請求した。この場合、所定の期間内に、A社がその決定をしBに通知しなかったときには、A社は株式の譲渡を承認しない旨を決定したものとみなされる。

【解答】誤り。会社が所定の期間内に承認するか否かの決定の通知、譲渡の相手方の決定の通知等をしなかった場合、株式譲渡について会社の承認決定があったものとみなされる(会社法145条)。

3. 株主総会(取締役会)の承認なしになされた譲渡制限株式の譲渡の効力

株主総会(取締役会)の承認なしになされた譲渡制限株式の譲渡(ex. 譲渡制限株式の売買)は、会社に対する関係では効力を生じない。しかし、当該譲渡制限株式の譲渡は譲渡当事者間では有効である。



過去問チャレンジ



・第17回一問03-02①改 次の記述は正しいか。 類題：第32回一問05-01オなど多数

X社の株主甲は、X社の承認を得ない限り、第三者にX社の譲渡制限株式を譲渡することはできず、仮に株式を譲渡したとしても当該株式譲渡契約は会社に対する関係でも当事者間においても無効である。

【解答】 誤り。株主総会(取締役会)の承認なしになされた譲渡制限株式の譲渡は、会社に対する関係では効力を生じないが、譲渡当事者間では有効である。

theme03 株式譲渡自由の原則とその制限—自己株式の取得

1. 自己株式の取得・保有に関する規制

(1) 自己株式の取得の弊害

- ① 自己株式は出資の払戻となり、資本の空洞化が生じる。
- ② 株主平等原則に反する(株式取得はその方法と価格によっては株主間に不平等をもたらす)
- ③ 株価の人為的な操作やインサイダー取引が行われるおそれがある
- ④ 会社支配の公正を害する。

(2) 規制内容

これらの弊害を防止するため、

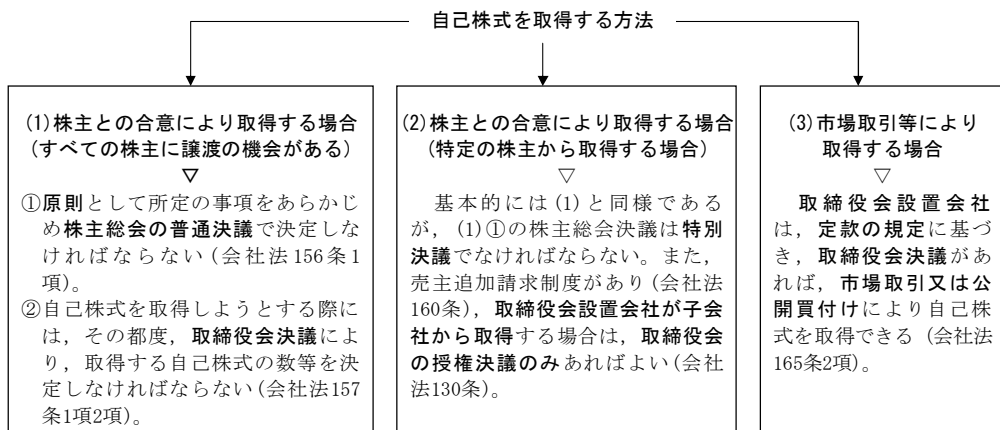
- ① 自己株式を取得することができるのは会社法155条所定(ex. 株主との合意による有償取得、事業の譲受け、吸収合併、吸収分割、無償取得、株式買取請求に応じた取得等)の場合に限定されている。
- ② 取得の方法に応じて、一定の財源規制の下(会社法461条)、次に述べる一定の手續に従うことが必要である。

過去問チャレンジ



- ・第20回一問10-04④ 次の記述は正しいか。
株式会社は、会社法所定の場合に限り、自己株式を取得することができる。
【解答】正しい。
- ・第29回一問04-02① 次の記述は正しいか。
株式会社による自己株式の取得は、出資の払戻しに当たり、会社債権者の利益を害するおそれがあるため、会社法上、自己株式の取得は当然に無効となる。
【解答】誤り。会社法155条所定の場合には、自己株式の取得も認められる。
- ・第30回一問07-2①改 次の記述は正しいか。
株式会社が自己株式を取得することができるのは、会社法所定の場合に限られている。例えば、取得条項付株式につき定めていた条件が成就した場合や、株主からの株式買取請求に応じる場合などに、株式会社は、自己株式を取得することができる。
【解答】正しい。
- ・第28回一問04-03イ 次の記述は正しいか。
A社は、B社の事業を全部譲り受ける場合であっても、B社が保有しているA社の株式を取得することはできない。
【解答】誤り。他の会社の事業の全部を譲り受けるのに伴い、当該会社の有する自己株式を取得する場合、自己株式の取得ができる(会社法155条10号)。
- ・第28回一問04-03ウ 次の記述は正しいか。
A社は、吸収分割によりB社が有する権利義務を承継する場合には、B社が保有しているA社の株式を取得することができる。
【解答】正しい。吸収分割をする会社から承継される場合、自己株式の取得ができる(会社法155条12号)。
- ・第28回一問04-03エ 次の記述は正しいか。
A社は、A社の株主から贈与を受ける等の方法により、自己株式を無償で取得することができる。
【解答】正しい。無償で取得する場合、自己株式の取得ができる(会社法155条13号・会社法施行規制27条1号)。

2. 自己株式取得の手続



(1) 株主との合意により有償取得する場合(すべての株主に譲渡の機会あり)

- ① 会社は、**株主との合意**により自己株式を有償取得することができる(会社法155条3号・156条1項)。但し、あらかじめ**株主総会の授権決議**によって、取得する株式の種類及び種類ごとの数、対価の内容及びその総額、取得期間(1年以内)を定めなければならない(会社法156条1項)。
- ② この株主総会決議は、定時株主総会の決議に限られない。また、**普通決議**で足りる。
- ③ この株主総会の決定に従い株式を取得しようとするときは、**具体的内容**を会社(取締役会設置会社では**取締役会**)が**決定**し(会社法157条)、**株主に通知**する(会社法158条1項)。

過去問チャレンジ



- ・第24回一問08-02② 次の記述は正しいか。 類題：第30回一問07-02②など

会社が株主との合意により自己株式を有償で取得する場合、会社は、原則として所定の事項をあらかじめ株主総会で決定しなければならないが、当該会社がこの決定に従い自己株式を取得しようとするときは、その都度、取締役会決議により、取得する自己株式の数等を決定しなければならない。

【解答】正しい。

- ・第36回一問05-02③改 次の記述は正しいか。

株主との合意により自己株式を取得しようとする場合には、株式会社は、原則として、あらかじめ株主総会の普通決議によって、取得する株式の数や取得の対価等を定めなければならない。

【解答】正しい。

(2) 株主との合意により有償取得する場合(特定の株主から取得)

- ① 上記(1)①の**株主総会の授権決議は特別決議**によらなければならないが、そこでは、取得株式数、取得の対価の内容及びその総額、取得期間に加えて、**特定の株主に取得条件の通知をする旨**を決定する(会社法156条1項、158条1項、160条1項)。また、この株主総会の決定に従い株式を取得しようとするときは、**具体的内容**を会社(取締役会設置会社では**取締役会**)が**決定**し(会社法157条)、**当該特定の株主に通知**する(会社法158条1項、160条5項)。

② 売主追加請求制度

原則：上記①の決定をしようとする場合、他の株主に対して、当該特定の株主(売主)に自己を加えたものを株主総会の議案とすることを請求できる旨(すなわち、売主追加請求できる旨)を通知しなければならない(会社法160条2項3項)。

例外：市場価格のある株式を市場価格以下で取得する場合(会社法161条)及び非公開会社が相続人等の一般承継人から取得するなどの場合(会社法162条)、売主追加請求制度は適用されない。

③ 子会社からの取得

子会社から自己株式を取得する場合、**株主総会(取締役会設置会社では取締役会)**の授権決議のみでよい(会社法163条)。

過去問チャレンジ



- ・第36回一問05-02④改 次の記述は正しいか。

株式会社は、特定の株主から自己株式を取得しようとする場合には、あらかじめ株主総会の特別決議によって、取得する株式の数や取得の対価等を決定しなければならない。

【解答】正しい。

- ・第33回一問04-03③ 次の記述は正しいか。

株式会社が特定の株主から自己株式を取得することは、取得の対価等の条件によっては株主平等原則に反することになるため、会社法上、禁止されている。

【解答】誤り。所定の手続きを経れば、特定の株主から自己株式を取得することもできる(会社法156条1項, 157条, 158条1項, 160条1項5項)。

- ・第24回一問08-02④改 次の記述は正しいか。

取締役会設置会社がその子会社との合意により、子会社の有する自己株式を取得する場合、会社は、所定の事項をあらかじめ株主総会で決定しなければならず、当該会社がこの決定に従い自己株式を取得しようとするときは、その都度、取締役会決議により、取得する自己株式の数等を決定しなければならない。

【解答】誤り。取締役会設置会社において、会社がその子会社との合意により、子会社の有する自己株式を取得する場合、取締役会の授権決議のみあれば足りる(会社法163条)。

(3) 市場取引等により取得する場合

- ① 株主総会の授権決議があれば、市場取引又は公開買付けにより自己株式を取得できる(会社法165条1項)。
- ② 取締役会設置会社は、定款の規定に基づき、取締役会の授権決議があれば、市場取引又は公開買付けにより自己株式を取得できる(会社法165条2項)。

過去問チャレンジ



- ・第28回一問04-03ウ改 次の記述は正しいか。

取締役会設置会社は、金融商品取引法の規定する公開買付けの方法により自己株式を取得することはできない。

【解答】誤り。取締役会設置会社は、定款の規定に基づき、取締役会決議で、市場取引又は公開買付けにより自己株式を取得できる(会社法165条2項)。

- ・第21回一問03-04⑤ 次の記述は正しいか。

株式会社が株主との合意により自己株式を有償で取得するには、原則として株主総会決議によらなければならないが、取締役会設置会社は、市場取引または公開買付けによる自己株式の取得を取締役会決議によって決定し得る旨を定款で定めることができる。

【解答】正しい。

- ・第24回一問08-02⑤ 次の記述は正しいか。

会社が金融商品取引法上の公開買付けにより自己株式を取得する場合、公開買付けによる自己株式の取得手続きについて定款に特段の定めをしているか否かにかかわらず、会社は、所定の事項をあらかじめ株主総会で決定しなければならず、当該会社がこの決定に従い自己株式を取得しようとするときは、その都度、取締役会決議により、取得する自己株式の数等を決定しなければならない。

【解答】誤り。取締役会設置会社においては、定款の規定があれば、取締役会決議で、市場取引又は公開買付けにより自己株式を取得できる(会社法165条2項)。

- ・第23回一問09-03ウ改 次の記述は正しいか。

取締役会設置会社であるX株式会社は、自己株式を取得することを検討している。X社は、市場取引や公開買付けによっても自己株式を取得することができる。この場合、X社の代表取締役が単独で自己株式の取得に関するあらゆる事項を決定して手続を進めることができ、株主総会や取締役会が手続に関与することはない。

【解答】誤り。①取締役会設置会社は、定款の規定に基づき、取締役会決議で、市場取引又は公開買付けにより自己株式を取得できる(会社法165条2項)。また、②株主総会の普通決議により取得することもできる(会社法156条1項・165条1項)。このようにX社の代表取締役が単独で自己株式の取得に関するあらゆる事項を決定して手続を進めることはできない。

3. 自己株式取得後の処理

- ① 会社は自己株式を処分する義務はない。そのまま保有し続けることができる(いわゆる金庫株)。
- ② 自己株式については議決権が制限される(会社法308条2項)。
- ③ 金庫株を処分する方法としては、取締役の決定(取締役会設置会社においては取締役会の決議)で株式の消却を行う(会社法178条)か、募集株式の発行等を行うことが認められている。

【基礎知識—金庫株】

金庫株とは会社が自己株式を期間制限なくその金庫に入れておくことをいう。

過去問チャレンジ



- ・第24回—問08—02① 次の記述は正しいか。 類題：第33回—問04—03①など多数
 会社は、取得した自己株式を一定の期間内に処分しなければならず、当該自己株式を継続して保有し続けることはできない。
 【解答】誤り。会社は取得した自己株式を処分する義務はなく、そのまま保有し続けることができる(いわゆる金庫株)。
- ・第23回—問09—02才改 次の記述は正しいか。 類題：第28回—問04—03アなど
 取締役会設置会社であるX株式会社は、自己株式を取得することを検討している。株式会社が自己株式を取得すると、出資を払い戻したのと同様になるので、会社法上、当該株式を会社がそのまま保有することはできず当然に無効となるとされている。従って、X社は、取得した自己株式を用いて、例えば、募集株式の発行等を行うことはできない。
 【解答】誤り。会社は取得した自己株式を処分する義務はなく、取得した自己株式を保有することができる。
- ・第30回—問07—02④改 次の記述は正しいか。
 株式会社は、取得した自己株式を継続して保有し続けることができるし、取締役会の決議で当該自己株式を消却して、消滅させることもできる。また、募集株式の発行等の手続により当該自己株式を処分して、資金を調達することもできる。
 【解答】正しい。
- ・第21回—問05—04⑤改 次の記述は正しいか。 類題：第33回—問04—03⑤など
 X株式会社は、会社法上の公開会社であり取締役会を設置している。X社が自己株式を保有する場合、X社は、株主総会において、当該自己株式につき議決権を行使することができる。
 【解答】誤り。会社が取得した自己株式については議決権が制限される(会社法308条2項)。